

令和 5 年度

いなべ市北勢町治田財産区  
定期監査結果報告書

いなべ市監査委員

い監査第 97 号  
令和5年11月21日

治田財産区管理者（市長） 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 小川 和幸  
いなべ市監査委員 原田 敬司

### 定期監査の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

## 目 次

1	監査実施年月日及び実施場所	1
2	監査種類	1
3	監査対象	1
4	監査方法	1
5	主な着眼点	1
6	監査結果	2

1 監査実施年月日及び実施場所

令和5年9月28日（木）

監査委員事務局

2 監査種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査対象

令和5年度予算に係る財務及び事務事業等

4 監査方法

所管事務及び事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を受けた資料に基づき、職員配置と事務分掌、業務委託契約状況、工事請負契約状況、負担金補助及び交付金支出状況及び支払保証等状況並びに関係諸帳簿及び証書類等について、特命監及び担当職員から説明を受けて監査を実施した。

5 主な着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適法かつ適正で効率的に行われているか。
  - ア 予算の執行状況については、収入の処理が適正か、支出は経済的で効果的に行われているか。違法又は不当な会計処理はないか。
  - イ 財産の管理業務については、その取得、管理及び処分が適正に行われ、かつ効率的に運用されているか。
  - ウ 物品の管理業務については、その購入、維持管理が適正に行われ、かつ効率的に活用されているか。
- (2) 現金収納金は適正に管理されているか。
- (3) 職員の時間外勤務実績及び年次休暇取得実績は適正か。
- (4) その他事務事業の執行状況については、計画的かつ効率的に行われ、所期の目的を達成し成果を収めているか。

## 6 監査結果

治田財産区会計の予算の執行及び経理事務については、提出された関係諸帳簿及び書類等を照合及び検査したところ、適正に事務処理が行われていることが認められた。

監査実施中に判明した事務処理上の軽微な錯誤については口頭で指摘し、改善が必要な場合には適切に対応するよう指導した。

治田財産区の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 3人（財産区特命監は総務課長が兼務のため含まない。）

会計年度任用職員2人

業務 財産区の財産管理、財産区議会運営及び簡易郵便局運営並びに入会権者組合及び合同会社治田との連絡調整等に関する事務

所見 上記以外、特に述べることはない。

以上